

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年 3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第 115号

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員給与条例施行細則の一部を次のように改正する。

第1条の4本文中「衛生公害研究所」を「衛生環境研究所」に改める。

第1条の6各号列記以外の部分中「衛生公害研究所」を「衛生環境研究所」に改め、
「の各号」を削る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)